

各
〔
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
〕
殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等々の一部を改正する告示の公布について（通知）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等々の一部を改正する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 261 号）が令和 7 年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日より適用されますので通知いたします。

本改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

1. 改正の趣旨

改正法において、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行った。

改正法の施行に伴い、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）等について、所要の改正を行ったものである。

2. 改正の概要

改正法において、地域限定保育士制度が一般制度化されたことから、障害福祉関係の以下の告示において規定している保育士について、地域限定保育士を追加した。

- ・ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）
 - ・ 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 226 号）
- その他所要の規定の整備を行った。

3. 適用期日等

告 示 日：令和7年9月29日

適用期日：令和7年10月1日

【別紙資料】

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等々の一部を改正する告示 官報